

東日本大震災の震災遺児支援のお知らせ

東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、当該地域の日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

私ども社会福祉法人中央共同募金会は、財団法人高速道路交流推進財団から事業を引き継ぎ、東日本大震災により死亡、又は行方不明の両親、父、母、又は親以外の方に養育されていた震災遺児で、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、大学（短期大学を含む）に在学中の方を対象として、返済の必要のない「震災遺児修学資金」の給付を行うことといたしました。

なお、この修学資金は、他の団体等から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも、給付いたします。

給付対象者

下記学校に在学中の方を対象とします。

- ①小学校 ②中学校 ③高等学校 ④高等専門学校 ⑤特別支援学校(盲・聾・養護学校)
⑥専修学校(高等課程・専門課程) ⑦大学(短期大学を含む) ※専門学校は認可校のみ対象です。

給付額

1人年間 **28万2千円**

※申請が年度途中であっても、1年間分を給付いたします。

給付期間

申込みのあった学年から、大学第4学年終了まで

高等学校卒業祝金

当該修学資金の給付を受け、高等学校を卒業するときに卒業祝金 **10万円**を給付いたします。

※高等学校とは、全日制、定時制、通信制、単位制、高等専門学校、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいいます。

小学校・中学校入学祝金

小学校・中学校に入学するときに、入学祝金 **10万円**を給付いたします。

※入学祝金のみの給付は行いません。

申請時に必要な書類

下記①～⑥の書類を取り揃えの上、下記申込先までご郵送願います。

- ①東日本大震災震災遺児修学資金申込書(本会所定様式)
- ②在学証明書(原本)
- ③死亡診断書若しくは同様に死亡を証明する書類、又は公的機関が事実上の死亡・行方不明を認定する証明書
- ④戸籍謄本(原本) ※東日本大震災で死亡、又は行方不明の方と震災遺児との関係を証明する書面
- ⑤住民票(原本)
- ⑥震災遺児を養育している事実が確認できる書面

※養育者と震災遺児の氏名が記載されているもので、次のうちいずれか一つを提出

- ア) 税務上の証明書《扶養親族等の控除申請書(写)又は確定申告書(写)》
イ) 健康保険証(写) ウ) その他養育の事実を証明できる書面



《書類の送付先及び連絡先》 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部 修学資金係

専用フリーダイヤル: 0120-768-660 (平日9:30~17:30)

専用メールアドレス: shikin@c.akaihane.or.jp